

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(法制文書課)	25
○農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更承認……………	(農業経営課)	25
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業支援課)	25
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………	(農業支援課)	26
○道営土地改良事業の工事の完了……………	(農業施設管理課)	26
○土地改良法による道営換地計画の決定……………	(農業施設管理課)	26
○知事権限に係る保安林の指定の予定(2件)……………	(治山課)	26
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	27
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………	(治山課)	27
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	27
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(技術管理課)	27
○道路の供用の開始……………	(道路課)	28

支庁告示

○貸金業法の規定による貸金業務の停止処分……………	28
○貸金業者の営業所又は事務所所在地等の不確知……………	28
○特定調達契約に係る入札の公告(2件)……………	28
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	31

道公安委員会告示

○善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を 及ぼす行為を防止する必要がある施設の指定……………	33
--	----

告 示

北海道告示第291号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成21年4月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

総合文書管理システム運用・保守業務 一式

- 2 随意契約の相手方を決定した日

平成21年3月31日

- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 富士電機システムズ株式会社

(2) 住 所 東京都品川区大崎1丁目11番2号

- 4 随意契約に係る契約金額

58,695,000円

- 5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総務部人事局法制文書課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第292号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第8条第1項の規定により、財団法人道央農業振興公社から申請のあった農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成21年4月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 農地保有合理化法人の名称 財団法人道央農業振興公社

- 2 変 更 の 内 容 貸付の相手方の年齢要件の廃止に伴う変更等

- 3 承 認 年 月 日 平成21年3月31日

北海道告示第293号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年4月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日 土地改良区名

平成21.4.8 余市川土地改良区

同 新十津川土地改良区

北海道告示第294号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成21年 4 月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北見土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
退 任	平成21. 3. 31	理 事	川 崎 英 勝	北見市北進町2丁目6番9号

オロロン土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成21. 4. 1	理 事	室 谷 哲 雄	苫前郡羽幌町字朝日1381番地
同	同	同	金 田 進 同	初山別村字明里1074番地 3
同	同	同	荒 木 俊 彦 同	羽幌町字築別1657番地
同	同	同	神 川 公 明 同	寿町874番地
同	同	同	中 山 隆 徳 同	字朝日1167番地の10
同	同	同	島 田 秀 則 同	字築別1812番地
同	同	同	酒 井 茂 樹 同	初山別村字有明1027番地の2
同	同	同	坪 江 正 紀 同	字栄211番地
同	同	監 事	黒 田 誘 作 同	字明里993番地 3
同	同	同	小 林 敏 和 同	羽幌町字中央859番地
退 任	同 21. 3. 31	理 事	室 谷 哲 雄 同	字朝日1381番地
同	同	同	上 田 武 雄 同	初山別村字栄144番地の17
同	同	同	荒 木 俊 彦 同	羽幌町字築別1657番地
同	同	同	神 川 公 明 同	寿町874番地
同	同	同	中 山 隆 徳 同	字朝日1167番地の10
同	同	同	島 田 秀 則 同	字築別1812番地
同	同	同	金 田 進 同	初山別村字明里1074番地 3
同	同	同	酒 井 茂 樹 同	字有明1027番地の2
同	同	監 事	黒 田 誘 作 同	字明里993番地 3
同	同	同	小 林 敏 和 同	羽幌町字中央859番地

浦臼土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成21. 4. 3	監 事	宮 野 和 孝	樺戸郡浦臼町字キナウスナイ188番地の375

北海道告示第295号

道営土地改良（新生地区一般農道整備〔広域関連〕）事業の工事を平成20年 7 月29日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2 第3 項の規定により公告する。

平成21年 4 月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第296号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2 第1 項の規定により、せたな町大矢谷地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道檜山支庁に備え置いて、平成21年 4 月21日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4 項において準用する同法第87条第6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2 第4 項において準用する同法第87条第7 項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2 第4 項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6 月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年 4 月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第297号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2 第1 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成21年 4 月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 小樽市春香町38の2（次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 水源のかん養

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁産

業振興部林務課及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第298号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成21年4月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 久遠郡せたな町大成区長磯322（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 稚内市宗谷岬72の1・72の3・72の5・72の6・237の3（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 なだれの危険の防止

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課並びに稚内市役所及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第299号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成21年4月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 標津郡標津町字古多糠732の1・734の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 標津郡標津町字茶志骨521の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁産業振興部林務課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第300号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年4月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 北見市北上433の3（次の図に示す部分に限る。）、433の4、433の5

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁産業振興部林務課及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第301号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年4月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 樺戸郡新十津川町字トップ1の1・1の2・1の6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 解除の理由 道路用地及びダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び新十津川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第302号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成21年 4 月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成21年度工事施工情報共有外運用業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成21年 3 月31日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 財団法人北海道建設技術センター
(2) 住 所 札幌市中央区北 1 条西 6 丁目 1 番地 2 アーバンネット札幌ビル 4 階
- 4 随意契約に係る契約金額
50,400,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 2 号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道建設部建設管理局技術管理課
(2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成21年 4 月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日
道道 羽幌原野古丹別停車場線 苫前郡羽幌町字中央1006番 7 地先から 平成21. 4. 17
苫前郡苫前町字長島937番地先まで

支 庁 告 示**北海道石狩支庁告示第 8 号**

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の 6 の 4 第 1 項の規定により、次の貸金業者に対し貸金業の業務について停止処分をしたので、同法第24条の 6 の 8 の規定により公告する。

平成21年 4 月17日

北海道石狩支庁長 内 田 幹 秀

- 1 住 所 札幌市西区二十四軒 2 条 4 丁目 6 番23号
- 2 商号又は名称 株式会社ファクター・ナイン
- 3 代 表 者 名 高 橋 宏 弥
- 4 登 録 番 号 北海道知事(1)石第03040号
- 5 業務停止の期間 平成21年 4 月 8 日から同年 5 月 7 日までの間の30日間
- 6 業務停止の範囲

新規（金銭の借換を含む。以下同じ。）の金銭の貸付、新規の金銭の貸借の媒介及び新規の金銭の貸付の代理業務。ただし、行政処分の効力発生以前に資金需要者等から申込等があり、金銭の貸付等を行わなかったときに資金需要者等に損害が発生すると見込まれる場合は、法に違反しない部分に関する業務についてのみ行うことができる。

北海道石狩支庁告示第 9 号

次の貸金業者の所在及び営業所の所在地を確知できないので、貸金業法（昭和58年法律第 32号）第24条の 6 の 6 第 1 項第 1 号の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申し出がないときは、同項の規定により当該貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成21年 4 月17日

北海道石狩支庁長 内 田 幹 秀

- 1 住 所 札幌市中央区南15条西 1 丁目35－901号
- 2 名 称 又 は 商 号 システムプランニング
- 3 氏 名 大 西 靖 明
- 4 登 録 番 号 北海道知事(1)石第03039号
- 5 主たる営業所の所在地 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 5 番地 5 北日本中央ビル 9 階

北海道上川支庁告示第56号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年 4 月17日

北海道上川支庁長 坂 口 収

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量
調達をする物品等の名称及び数量は、次のアからウまでに掲げるものについて、それ

ぞれ次のアからウまでに定めるところによるものとし、それぞれ入札を実施する。 ア 複写機の賃貸借その1 (ア) 複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。以下同じ。） 1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価 (イ) 調達台数及び調達予定枚数 1台 1か月当たり18,100枚 イ 複写機の賃貸借その2 (ア) 複写機の賃貸借 1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価 (イ) 調達台数及び調達予定枚数 1台 1か月当たり20,500枚 ウ 複写機の賃貸借その3 (ア) 複写機の賃貸借 1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価 (イ) 調達台数及び調達予定枚数 1台 1か月当たり9,900枚 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成21年6月1日から平成24年5月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更し、又は組織機構の統合、改編、再編若しくは廃止により当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 道と締結した契約の履行に当たり、粗雑な契約履行、履行遅滞など債務者の責に帰すべき理由による契約不履行その他重大な又は悪質な契約違反（以下「契約不履行等」という。）をした者について、この入札に係る契約については契約不履行等をするおそれがないと認められること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたこと及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けてないことが確認できた者であること。	(5) 調達をする物品等の要求する仕様を満たす機種における契約の適正な履行が可能であることを証明した者であること。 (6) 当該調達物品に関し、迅速な点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給の体制が整備されているものと認められること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成21年4月17日から同年4月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川支庁地域振興部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道上川支庁地域振興部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎1階101号会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号北海道上川支庁地域振興部総務課） (2) 入 札 日 時 平成21年5月12日 午前10時30分（送付による場合は、同年5月11日までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告 平成21年3月3日付け北海道上川支庁告示第21号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。なお、電子メール送信による交付を希
---	---

望する場合は、その旨を10に定める契約担当組織に電話で申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

入札は1の(1)に掲げる複写機の賃貸借その1からその3までについてそれぞれ実施するものとし、落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1か月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

なお、1枚当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）を用いても差し支えない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道上川支庁地域振興部総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
電話番号 0166-46-5908

11. Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

Lease of copy machines (Maintenance services and consumable supply included, except paper and staples) :

- a. Lease of copy machine No.1 : 1 machine
- b. Lease of copy machine No.2 : 1 machine
- c. Lease of copy machine No.3 : 1 machine

B. Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., May 12, 2009

(Mailed bids must arrive no later than May 11, 2009.)

C. Contact : Administrative Division, Department of Regional Promotion, Kamikawa Subprefectural Office, Hokkaido Government, 1-Ban, 1-Gou, 6-jo 19-chome, Nagayama, Asahikawa, Hokkaido, 079-8610 Japan Phone : 0166-46-5908

北海道宗谷支庁告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年 4 月17日

宗谷支庁長 忠 嶋 隆

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア デジタル複写機等の賃貸借

1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 調達台数及び調達予定数量

1台 1月当たり 4,800枚

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成21年7月1日から平成26年6月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成21年4月17日から同年5月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷支庁地域振興部税務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道宗谷支庁地域振興部税務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 稚内市末広4丁目2番27号 宗谷合同庁舎2階6号会議室
(送付による場合は、郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目
2番27号 北海道宗谷支庁地域振興部税務課)

(2) 入札日時 平成21年6月8日(月)午前10時(送付による場合は、同年
21年6月5日までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る
返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量150グラムに見
合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、
契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

すべての入札金額(単価)が、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条
第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効
な入札に限る。)をした者のうち、入札書記載の入札総価額(各入札金額(単価)にそれ
ぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低の価格である者を落札者とする。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、
次による。

(1) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道宗谷支庁地域振興部税務課

イ 所在地 郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号
電話番号 0162-33-2519

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured : a lease of a copying machine 1 set

B. Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M. Jun 8, 2009

(If mailed,bids must arrive no later than Jun 5, 2009.)

C. Contact : Tax Affairs Division, Department of Regional Promotion, Souya Subprefectural
Office, Hokkaido Government, 27-Gou, 2-Ban, 4-Chome, Suehiro, Wakkanai, Hokkaido,
097-8558 Japan.

Phone : 0162-33-2519

北海道宗谷支庁告示第3号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年4月17日

宗谷支庁長 忠 嶋 隆

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 複写機等の賃貸借その1

ア デジタルカラー複写機等の賃貸借

1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 調達台数及び調達予定数量

1台 1月当たり フルカラー 6,420枚 黒モード 240枚

(2) 複写機等の賃貸借その2

ア デジタル複写機等の賃貸借

1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 調達台数及び調達予定数量

1台 1月当たり 20,000枚

(3) 複写機等の賃貸借その3

ア デジタル複写機等の賃貸借

1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 調達台数及び調達予定数量

1台 1月当たり 11,800枚

(4) 複写機等の賃貸借その4

ア デジタルカラー複写機等の賃貸借

1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 調達台数及び調達予定数量

1台 1月当たり フルカラー 3,820枚 カラープリント 1,910枚
黒モード 60枚

(5) 複写機等の賃貸借その5

ア デジタル複写機等の賃貸借

1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 調達台数及び調達予定数量 1台 1月当たり 9,830枚 (6) 複写機等の賃貸借その6 ア デジタル複写機等の賃貸借 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価 イ 調達台数及び調達予定数量 1台 1月当たり 2,100枚 (7) 複写機等の賃貸借その7 ア デジタル複写機等の賃貸借 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価 イ 調達台数及び調達予定数量 1台 1月当たり 3,840枚 (8) 複写機等の賃貸借その8 ア デジタル複写機等の賃貸借 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価 イ 調達台数及び調達予定数量 1台 1月当たり 6,220枚	10,001枚から15,000枚まで 1枚当たり 0.90円 15,001枚から25,000枚まで 1枚当たり 0.90円 25,001枚以上 1枚当たり 0.90円 (3) 複写機等の賃貸借その3 基本料金（2,000枚含む） 1月当たり 1,600円 複写料金 2,001枚から8,000枚まで 1枚当たり 0.80円 8,001枚以上 1枚当たり 0.80円 (4) 複写機等の賃貸借その4 基本料金 1月当たり 0円 複写料金 フルカラー 1枚から1,000枚まで 1枚当たり 8.50円 1,001枚から3,000枚まで 1枚当たり 8.50円 3,001枚以上 1枚当たり 8.50円 カラープリント 1枚から1,000枚まで 1枚当たり 8.50円 1,001枚から3,000枚まで 1枚当たり 8.50円 3,001枚以上 1枚当たり 8.50円 黒モード 1枚から200枚まで 1枚当たり 1.80円 201枚から500枚まで 1枚当たり 1.80円 501枚以上 1枚当たり 1.80円
2 落札を決定した日 平成21年3月13日	
3 落札物品等の名称及び落札者の氏名並びに住所 (1) 落札物品等の名称 複写機等の賃貸借その1からその8 (2) 氏 名 稚内市末広4丁目1番23号 (3) 住 所 ノグチ事務機株式会社	
4 落札金額 (1) 複写機等の賃貸借その1 基本料金（フルカラー300枚含む） 1月当たり 2,550円 複写料金 黒モード 1枚当たり 1.80円 フルカラー 301枚から1,000枚まで 1枚当たり 8.50円 1,001枚から3,000枚まで 1枚当たり 8.50円 3,001枚以上 1枚当たり 8.50円 (2) 複写機等の賃貸借その2 基本料金（10,000枚含む） 1月当たり 8,900円 複写料金	(5) 複写機等の賃貸借その5 基本料金（2,000枚含む） 1月当たり 1,600円 複写料金 2,001枚から8,000枚まで 1枚当たり 0.80円 8,001枚以上 1枚当たり 0.80円 (6) 複写機等の賃貸借その6 基本料金（1,000枚含む） 1月当たり 1,400円 複写料金 1,001枚から4,000枚まで 1枚当たり 1.40円 4,001枚以上 1枚当たり 1.40円 (7) 複写機等の賃貸借その7 基本料金（2,000枚含む） 1月当たり 2,600円

複写料金 2,001枚から8,000枚まで1枚当たり1.30円 8,001枚以上1枚当たり1.30円 (8) 複写機等の賃貸借その8 基本料金 (2,000枚含む)1月当たり2,400円 複写料金 2,001枚から8,000枚まで1枚当たり1.20円 8,001枚以上1枚当たり1.20円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の告示 平成21年1月27日付け北海道宗谷支庁告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地について、それぞれ次の(1)及び(2)に定めるところによる。 (1) 複写機の賃貸借その1及びその2 ア 名 称 北海道宗谷支庁地域振興部総務課 イ 所在地 稚内市末広4丁目2番27号 (2) 複写機の賃貸借その3からその8まで ア 名 称 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課 イ 所在地 稚内市末広4丁目2番27号			1 児童相談所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定するものをいう。 2 勤労青少年ホーム 勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）第15条に規定するものをいう。 3 公共職業能力開発施設 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定するものをいう。 4 その他の施設 次表に掲げる施設とする。 <table><tr><th>区 分</th><th>施 設 名</th><th>所 在 地</th></tr><tr><td rowspan="2">各種学校</td><td>北海道インターナショナルスクール</td><td>札幌市豊平区平岸5条19丁目1番55号</td></tr><tr><td>北海道朝鮮初中高級学校</td><td>札幌市清田区平岡4条2丁目6番1号</td></tr><tr><td rowspan="3">青少年センター</td><td>函館市青年センター</td><td>函館市千代台町27番5号</td></tr><tr><td>芦別市青年センター</td><td>芦別市北1条東2丁目4番地</td></tr><tr><td>根室市青少年センター</td><td>根室市牧の内146番地の16</td></tr><tr><td rowspan="2">青少年科学館</td><td>帯広市青少年科学館</td><td>帯広市緑ヶ丘2番地</td></tr><tr><td>稚内市青少年科学館</td><td>稚内市ノシャップ2丁目2番16号</td></tr><tr><td>児童文化センター</td><td>帯広市児童会館</td><td>帯広市緑ヶ丘2番地</td></tr><tr><td rowspan="14">青少年会館</td><td>函館市戸井青少年会館</td><td>函館市釜谷町755番地</td></tr><tr><td>函館市亀田青少年会館</td><td>函館市亀田本町19番21号</td></tr><tr><td>函館市南茅部青少年会館</td><td>函館市安浦町302番地</td></tr><tr><td>北見市留辺蘂町青少年会館</td><td>北見市留辺蘂町宮下町114番地</td></tr><tr><td>稚内市青少年会館</td><td>稚内市恵比須2丁目2番22号</td></tr><tr><td>芦別市青少年会館</td><td>芦別市頼城町4番地21</td></tr><tr><td>江別市東野幌青少年会館</td><td>江別市野幌東町62番地の3</td></tr><tr><td>士別市青少年会館</td><td>士別市東4条4丁目</td></tr><tr><td>千歳市青少年会館</td><td>千歳市東雲町1丁目10番地</td></tr><tr><td>登別市青少年会館</td><td>登別市中央町5丁目21番地12</td></tr><tr><td>富岸青少年会館</td><td>登別市富岸町2丁目23番地15</td></tr><tr><td>登別東青少年会館</td><td>登別市登別本町1丁目18番地4</td></tr><tr><td>鶯別青少年会館</td><td>登別市鶯別町4丁目36番地38</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>			区 分	施 設 名	所 在 地	各種学校	北海道インターナショナルスクール	札幌市豊平区平岸5条19丁目1番55号	北海道朝鮮初中高級学校	札幌市清田区平岡4条2丁目6番1号	青少年センター	函館市青年センター	函館市千代台町27番5号	芦別市青年センター	芦別市北1条東2丁目4番地	根室市青少年センター	根室市牧の内146番地の16	青少年科学館	帯広市青少年科学館	帯広市緑ヶ丘2番地	稚内市青少年科学館	稚内市ノシャップ2丁目2番16号	児童文化センター	帯広市児童会館	帯広市緑ヶ丘2番地	青少年会館	函館市戸井青少年会館	函館市釜谷町755番地	函館市亀田青少年会館	函館市亀田本町19番21号	函館市南茅部青少年会館	函館市安浦町302番地	北見市留辺蘂町青少年会館	北見市留辺蘂町宮下町114番地	稚内市青少年会館	稚内市恵比須2丁目2番22号	芦別市青少年会館	芦別市頼城町4番地21	江別市東野幌青少年会館	江別市野幌東町62番地の3	士別市青少年会館	士別市東4条4丁目	千歳市青少年会館	千歳市東雲町1丁目10番地	登別市青少年会館	登別市中央町5丁目21番地12	富岸青少年会館	登別市富岸町2丁目23番地15	登別東青少年会館	登別市登別本町1丁目18番地4	鶯別青少年会館	登別市鶯別町4丁目36番地38			
区 分	施 設 名	所 在 地																																																								
各種学校	北海道インターナショナルスクール	札幌市豊平区平岸5条19丁目1番55号																																																								
	北海道朝鮮初中高級学校	札幌市清田区平岡4条2丁目6番1号																																																								
青少年センター	函館市青年センター	函館市千代台町27番5号																																																								
	芦別市青年センター	芦別市北1条東2丁目4番地																																																								
	根室市青少年センター	根室市牧の内146番地の16																																																								
青少年科学館	帯広市青少年科学館	帯広市緑ヶ丘2番地																																																								
	稚内市青少年科学館	稚内市ノシャップ2丁目2番16号																																																								
児童文化センター	帯広市児童会館	帯広市緑ヶ丘2番地																																																								
青少年会館	函館市戸井青少年会館	函館市釜谷町755番地																																																								
	函館市亀田青少年会館	函館市亀田本町19番21号																																																								
	函館市南茅部青少年会館	函館市安浦町302番地																																																								
	北見市留辺蘂町青少年会館	北見市留辺蘂町宮下町114番地																																																								
	稚内市青少年会館	稚内市恵比須2丁目2番22号																																																								
	芦別市青少年会館	芦別市頼城町4番地21																																																								
	江別市東野幌青少年会館	江別市野幌東町62番地の3																																																								
	士別市青少年会館	士別市東4条4丁目																																																								
	千歳市青少年会館	千歳市東雲町1丁目10番地																																																								
	登別市青少年会館	登別市中央町5丁目21番地12																																																								
	富岸青少年会館	登別市富岸町2丁目23番地15																																																								
	登別東青少年会館	登別市登別本町1丁目18番地4																																																								
	鶯別青少年会館	登別市鶯別町4丁目36番地38																																																								
道 公 安 委 員 会																																																										
北海道公安委員会告示第44号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和30年北海道条例第77号）第10条第1項の規定により、その周辺における善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要がある施設を次のとおり指定し、平成21年10月1日から効力を生ずるものとする。 なお、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要がある施設の指定（昭和60年北海道公安委員会告示第12号）は、平成21年9月30日限り、廃止する。 平成21年4月17日 北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子																																																										

森町青少年会館	茅部郡森町字清澄町23番地の2
長万部町青少年会館	山越郡長万部町字長万部411番地
せたな町青少年女性研修所	久遠郡せたな町北檜山区北檜山113番地1
せたな町大成青少年会館	久遠郡せたな町大成区都421番地
白井川青少年会館	寿都郡黒松内町字白井川8番地270
奈井江町青少年会館	空知郡奈井江町字チャシュウナイ1009番地の2
長沼町青少年会館	夕張郡長沼町銀座南1丁目2番1号
栗山町青少年会館	夕張郡栗山町湯池60番地
比布町青少年会館	上川郡比布町北町2丁目3番1号
和寒町青少年会館	上川郡和寒町字三笠
浜頓別町青少年会館	枝幸郡浜頓別町クッチャロ湖畔19番
豊富町福祉センター	天塩郡豊富町字豊富西1条8丁目
利尻富士町地域青少年会館	利尻郡利尻富士町鬼脇字鬼脇141番地1
津別町児童館	網走郡津別町字幸町65番地の1
遠軽町青少年会館	紋別郡遠軽町西町1丁目2番地11
壮瞥町青少年会館	有珠郡壮瞥町字南久保内14番地の22
富川青少年会館	沙流郡日高町富川南1丁目3番16号
平取町青少年会館	沙流郡平取町振内町28番地10
新冠町青少年会館	新冠郡新冠町字節婦町238番地の2
新ひだか町青少年会館	日高郡新ひだか町静内山手町2丁目47番地
上士幌町青少年会館	河東郡上士幌町東2線237
大樹町青少年会館	広尾郡大樹町柏木町16番地2
広尾町青少年研修センター	広尾郡広尾町公園通北2丁目51番地
標茶町青少年会館	川上郡標茶町川上10丁目3番地
白糠町青少年会館	白糠郡白糠町東3条南1丁目1番地1